令和元年度第１回

使用料等審議会議事録

日　時　令和元年７月２４日（水）

場　所　芽室町役場３階第１委員会室

企画財政課財政係

○　会議次第

　１　町長あいさつ　（代理　佐野副町長）

　２　会長あいさつ　後藤会長

３　諮　　　　問

４　議 案 審 議

（１）上美生農村環境改善センター使用料の改定

（２）中央公民館使用料の改定

（３）勤労青少年ホーム使用料の改定

（４）総合体育館使用料の改定

（５）町営水泳プール使用料の改定

（６）健康プラザ使用料の改定

（７）有料公園施設使用料の改定

（８）めむろ駅前プラザ使用料の改定

（９）東工産業振興センター使用料の改定

（10）国民宿舎等利用料金の改定

（11）牧場使用料の改定

（12）畑地かんがい用水使用料の改定

（13）ふれあい交流館使用料の改定

（14）コミュニティセンター（地域集会施設）使用料の改定

５　その他

　　（１）参考説明（条例改正以外の改定）

　　　　１）町総合情報誌「すまいる」有料広告掲載料の改定

　　　　２）町公式ホームページバナー広告掲載料の改定

○　出席委員

後　藤　　　隆　　　高　道　育　子　　　杉　本　みどり

林　　　幸　司　　　萩　原　真理子　　　野　澤　　　亮

丹　野　　　寛　　　依　田　浩　恵

○　欠席委員

松　山　陽　一　　　福　田　清　隆

○　傍聴人　　　０人

○　副町長　　佐　野　寿　行

○　事務局

　　　企画財政課長　　　　　　　　　　石　田　　　哲

　　　財政係長　　　　　　　　　　　　佐々木　雅　之

　　　財政係主任　　　　　　　　　　　大　浦　啓　介

○　説明員

　　　総務課長　　　　　　　　　　　　安　田　敦　史

　　　総務課行政経営係長　　　　　　　渡　邉　浩　二

　　　総務課契約管財係長　　　　　　　横　山　裕　介

　　　社会教育課長　　　　　　　　　　日　下　勝　祐

　　　商工観光課参事　　　　　　　　　坂　口　勝　己

商工観光課長補佐　　　　　　　　小　林　德　昭

　　　商工観光課商工振興係長　　　　　我　妻　修　一

　　　商工観光課商工振興係主査　　　　上　田　勝　哉

　　　農林課長　　　　　　　　　　　　佐々木　快　治

　　　農林課畜産係長　　　　　　　　　池　田　　　哲

　　　農林課土地改良係長　　　　　　　次　田　裕　二

　　　企画財政課参事　　　　　　　　　佐　藤　季　之

　　　企画財政課公共施設マネジメント係長　　　　齋　藤　　　錦

　　午後７時００分　開会

１　開　会

　　　佐々木財政係長

２　町長あいさつ

　　　佐野副町長

３　会長あいさつ

　　　後藤会長

４　諮　　問

　　　副町長から後藤会長へ諮問書手交

５　議案審議

　　　行政経営係長から、消費税率改正に伴う使用料等の基本方針及び資料１～14の使用料改定案を一括して説明。

資料１～13は消費税改正に伴い、施設維持管理経費が増加することから改定するもの。

資料14の芽室町コミュニティセンター使用料については、資料１～13同様施設維持管理経費の増加を考慮するとともに、平成30年度第２回使用料等審議会における付帯意見から、既存施設とのバランスを考慮した適切な使用料を算出し、統一した㎡単価を用いた使用料に改定するもの。

●参考説明

財政係長から、５その他の条例改正以外の改定について説明。条例改正を伴わないが消費税改正の影響があるものであり、今回合わせて説明。

（１）上美生農村環境改善センター使用料の改定

【意見・質疑応答】

（委　員）全体的な話だが、基本方針の内容は以前から定められていたものか。過去に消費税が5％から8％に上がっているが、以前からこの基本方針に基づいて見直しを行っているのか。

（説明員）前回の5％から8％に上がった時もその都度検討をしているが、当時の基本方針とは違うものである。過去にも使用料全体の基本方針があったが、5％から8％に上がる直前に見直しを行っている。前回の変更の方針と内容は変わっている。

（委　員）維持管理経費は、すべて消費税がかかっているものと考えてよいか。

（会　長）軽減税率などもあり、複雑になっていると思うが考慮されているか。

（説明員）軽減税率の対象となるものも考慮しており、例えば食材等は軽減税率の対象となることから、使用料ではないが給食費については据置ということとしている。議案にある14件の施設の維持管理経費については消費税増税の影響がある。

（２）中央公民館使用料の改定

【意見・質疑応答】

　なし。

（３）勤労青少年ホーム使用料の改定

【意見・質疑応答】

　なし。

（４）総合体育館使用料の改定

【意見・質疑応答】

（委　員）体育施設における団体の定義を教えていただきたい。

（説明員）体育施設における団体は10名以上としている。プールも同様。

（委　員）個人の使用料は現状維持となっているが、増税となり赤字が出ないか心配だが考え方を教えていただきたい。

（説明員）維持管理経費に消費税が転嫁されるため、管理する上で増税分の費用は増えるが、端数の関係で10円単位の値上げとならない場合は使用料を上げないこととしている。

（副町長）元々の計画は、平成19年度あたりと思うが、公共施設の使用料は維持管理経費の25%をいただくという設定で算出の使用料としていた。しかし、維持管理費用は変動があるため、その都度使用料を変えるのかという議論もあり、平成28年度に維持管理経費の○○％をいただくという考え方を一度白紙にし、また、前回の消費税増税時はその直前に使用料の見直しを行っており、使用料改定を行わなかったという経過があった。今回の8％から10％に上がる際は現在の基準値を基に、その分は消費税増税分を上げることとし、算出の仕方として、一度税抜価格を算出し、消費税10%を加える方法となるが、10円単位の端数が発生する。10円未満の端数は基本方針から切捨てとするため、金額が変わらないということがある。団体使用だと、金額が大きいので同様の算出をすると、どうしても改定となってしまう。将来15％、20％となるとすれば、個人の使用料も上がる可能性はある。

（委　員）マイナスになる部分はどこかで補填しているということか。

（副町長）そのとおり。使用料だけではまかなえず、使用料の収入は経費の10％～20％であり、体育館の経費が100万円とすると、使用料が10～20万円、持ち出しが80万円ほどとなるため、ペイはしないという前提である。

（会　長）基本方針にあるとおり、10円未満は切り捨てのため、今回上がらないということである。

（委　員）基本方針が変わらなければ、数％の増税では、金額が低い使用料の場合は、上がらない可能性があるということと思う。大幅に上がった場合は上がると思うが。

（会　長）そうなると思われる。

（副町長）そのとおり。

（５）町営水泳プール使用料の改定

【意見・質疑応答】

　なし。

（６）健康プラザ使用料の改定

【意見・質疑応答】

　なし。

（７）有料公園施設使用料の改定

【意見・質疑応答】

（委　員）アーチェリー場と弓道場と別々であるのか。

（説明員）南小学校の東側にある弓道場のことを指している。別々ではなく、アーチェリーも使える施設である。

（８）めむろ駅前プラザ使用料の改定

【意見・質疑応答】

　なし。

（９）東工産業振興センター使用料の改定

【意見・質疑応答】

　なし。

（10）国民宿舎等利用料金の改定

【意見・質疑応答】

　なし。

（11）牧場使用料の改定

【意見・質疑応答】

　なし。

（12）畑地かんがい用水使用料の改定

【意見・質疑応答】

　なし。

（13）ふれあい交流館使用料の改定

【意見・質疑応答】

（会　長）ふれあい交流館はそのまま使うのか。

（副町長）新しく庁舎を建設しているが、建設後にふれあい交流館は取り壊しとなる。新庁舎建設後は、保健福祉センターに入っている保健福祉課、子育て支援課が移動してくるので、社会福祉協議会は保健福祉センターへ移動予定。その後、ふれあい交流館を解体することとなっている。改定した使用料は取り壊しまでの2年間ほど有効なものとなる。

（委　員）料金関係ではないが、ふれあい交流館の１階で高齢者の方が楽しく卓球等で利用されているが、新たに福祉関係の利用施設は作られるものなのか。

（副町長）新たに施設を建てるのは難しいため、既存の施設で移転先を検討している。例えば、フォークダンスは公民館を利用するのか、卓球は保健福祉センターや体育館が良いのかなど、利用団体と調整しているところである。

（会　長）ふれあい交流館取り壊しまでの期限付きの改定ということで理解した。

（14）コミュニティセンター（地域集会施設）使用料の改定

【意見・質疑応答】

（会　長）前回の審議会の附帯意見として出た使用料の件である。

（会　長）統一した単価の4.62円というのは増税後の㎡単価か。

（説明員）消費税10％を含んだものとなっている。使用料設定については税抜価格として4.2円とし、その単価に消費税10％を掛けたものを統一単価としている。

※その他の参考説明（条例改正以外の改定）質疑なし

７　答　　申

　　　答申交付する。

午後７時５５分　閉会